

専修学校における学校評価ガイドライン (案)

令和7年 月

文部科学省

目 次

1	専修学校における学校評価ガイドラインの改正に向けた考え方	1
2	はじめに 専修学校教育の質保証・向上と学校評価	3
第1部 専門学校（専門課程）の学校評価		5
1	学校評価の目的・定義	5
(1)	専門学校における学校評価の目的	
(2)	学校評価に関する関連法令の規定	
(3)	学校評価の形態	
(4)	学校評価の定義	
(5)	学校評価により期待される取組と効果	
2	自己点検評価	8
(1)	自己点検評価の基本的な考え方	
(2)	自己点検評価の項目・指標の設定	
(3)	自己点検評価の周期（評価期間）と範囲	
(4)	自己点検評価の実施体制	
(5)	学校評価のスケジュールの作成	
(6)	外部アンケート等の活用	
(7)	継続的な情報・資料の収集・整理	
(8)	自己点検評価結果のまとめ	
(9)	評価結果と改善方策に基づく取組	
(10)	学校関係者評価の実施	
3	第三者評価の実施	13
(1)	専門学校における第三者評価	
(2)	第三者評価の目的・機能	
(3)	第三者評価の項目及び指標の設定	
(4)	第三者評価実施者に求められる要件	
(5)	第三者評価の実施	
(6)	第三者評価の評価期間	
4	学校評価結果の公表・報告	17
(1)	学校評価結果の公表	
第2部 高等専修学校の学校評価		18
1	学校評価の目的と定義	18

- (1) 高等専修学校における学校評価の目的
- (2) 学校評価に関する関連法令の規定
- (3) 学校評価の形態
- (4) 学校評価の定義
- (5) 学校評価により期待される取組みと効果

2 自己点検評価の実施・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 22

- (1) 自己点検評価の基本定な考え方
- (2) 自己点検評価の項目・指標の設定
- (3) 自己点検評価の周期（評価期間）
- (4) 自己点検評価の実施体制
- (5) 重点項目の設定
- (6) 学校評価のスケジュールの作成
- (7) 外部アンケート調査の等の活用
- (8) 継続的な情報・資料の収集・整理
- (9) 自己点検評価結果のまとめ
- (10) 評価結果と改善方策に基づく取組

3 学校関係者評価の実施・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 28

- (1) 学校関係者評価の機能・役割
- (2) 学校関係者評価の進め方
- (3) 学校関係者評価委員会等
- (4) 学校関係者評価委員会の委員の選任
- (5) 学校関係者評価のまとめと改善への取組み

4 高等専修学校における第三者評価・・・・・・・・・・・・・・・・ 30

5 学校評価結果の公表と設置者（学校法人等）による支援・・・・・・・・ 31

- (1) 学校評価の公表
- (2) 評価結果等に基づく設置者（学校法人等）による学校への支援・改善
- (3) 高等専修学校における第三者評価

第3部 附属資料・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 32

【附属資料1】 専門学校の評価基準・項目の例

【附属資料2】 高等専修学校の評価基準・項目の例

【附属資料3】 自己点検評価・第三者評価における評価指標、参考資料一覧の例

【附属資料4】 自己点検評価、第三者評価の評価イメージ例

【附属資料5】 学校評価等に係る学校教育法等関係法令

1 専修学校における学校評価ガイドラインの改正に向けた考え方

■改正の必要性

「専修学校における学校評価ガイドライン」は、専修学校の学校評価に関する指針、方向性として、平成 25 年 3 月に策定され、専修学校関係者間で共通理解、認識として定着してきたところ、多くの学校で現ガイドラインに沿って学校評価が取組まれ、文部科学省調査によると平成 25 年度 66.7%であった自己点検評価の実施率は、令和 5 年度には 93%と着実に増加してきているが、自己点検評価は法令で義務付けられているため、早期にすべての学校で実施することが求められる。

従前のガイドラインは、策定から 11 年経過しており、また、令和 6 年 6 月 14 日付で学校教育法の一部を改正する法律（以下「改正学校教育法」という。）が公布され、専門課程を置く専修学校は、①その教育水準の向上に資するため、文部科学大臣の定めるところにより、当該専修学校の教育、組織及び運営並びに施設及び設備の状況について、自ら点検及び評価を行い、その結果を公表する。②当該状況について当該専修学校の職員以外の者で専修学校に関し広くかつ高い識見を有するものによる評価（以下「外部の識見を有する者の評価」という。）を受け、その結果を公表するように努める」こととされた。

加えて、改正学校教育法の公布通知でも、自己点検評価の項目や外部の識見を有する者による評価の評価基準案等については、文部科学省においてガイドライン等を改正して示すとしている。

これらを踏まえ、文部科学省では、令和 8 年 4 月 1 日の改正学校教育法の施行に向けて、令和 6 年度文部科学省委託事業「職業実践専門課程等を通じた専修学校の質保証・向上の推進」において「専修学校の学校評価の充実等に向けた『専修学校における学校評価ガイドライン』の改正等に関する提言』をまとめるとともに、「専修学校の質の保証・向上に関する調査研究協力者会議」（以下「協力者会議」という。）での検討を行ってきたところである。ここに改正学校教育法等を踏まえた具体的な学校評価の方法等について、ガイドラインを改めて示す。

■ガイドラインの構成

専修学校は、専門課程、高等課程、一般課程の 3 つの課程があり、それぞれの特性に応じた教育活動を展開している。

今般の学校教育法改正により、学校評価（自己点検評価、学校関係者評価、第三者評価）に関して、専門課程と高等課程、一般課程では法令上の規定が異なるものになっている。従前のガイドラインにおいても、後期中等教育段階の高等課程と高等教育段階の専門課程では、段階を踏まえたガイドラインの策定が必要であると指摘している。

上記を踏まえ、ガイドラインの構成は次のようにすることが妥当であると考ええる。

はじめに 専修学校教育の質保証・向上と学校評価

第1部 専門学校の学校評価

第2部 高等専修学校の学校評価

第3部 附属資料（評価基準・項目例、関連法令など）

■ 全般的な記述における用語の取扱

現ガイドラインでは法令等の規定から自己評価、学校関係者評価、第三者評価という用語を使用している。改正学校教育法第132条の2では専門課程には自己点検評価を義務化しているため専修学校では2つの用語が存在することになるが、改正ガイドラインでは共通的な概念として「自己点検評価」という用語を統一して使用し記述する。

小中学校の学校評価ガイドライン、また、現ガイドラインでも、第三者評価という表現を使用していること、また、学校関係者評価と区別するため、改正ガイドラインにおける学校評価の実施の形態については、自己点検評価、学校関係者評価、第三者評価という記述とする。

中長期的な計画、中期的な計画については、学校運営、教育活動全般にわたる計画として「中期事業計画」と統一して記述する。

■ 改正における留意事項

改正にあたっては、協力者会議での指摘等を踏まえ、以下の点等に留意して行った。

- ・第三者評価をすでに実施している学校によれば、その有用性とともにより費用や業務量の面で評価に関する業務が負担となり、評価疲れといった指摘もなされている。評価に係る費用や業務が学校の過度な負担とならないよう、本ガイドラインでは、例えば、評価基準・項目等について基本的に踏まえなければならないものと、任意のものを明確にするなど、メリハリのある評価が実施されるよう、具体的な実施方法の例を示すものとする。
- ・第三者評価においては、自己点検評価の基準・項目等及び評価結果を踏まえて行われるものとする。
- ・一般課程については、専門課程及び高等課程の内容を参考に、各学校の教育活動、学校運営の改善に向け、必要とする基準・項目、実施方法等によりそれぞれ自己点検評価等を実施し、結果の公表に取り組む。

2 はじめに 専修学校教育の質保証・向上と学校評価

○専修学校においては、より自由度の高い特性を考慮しつつ、当該学校で学ぶ学生、生徒が、関係業界等のニーズを踏まえた質の高い職業教育等を享受できるよう、教育、運営等の状況について、組織的、継続的な改善を図るための自律的な質保証に関する取組が重要となっている。

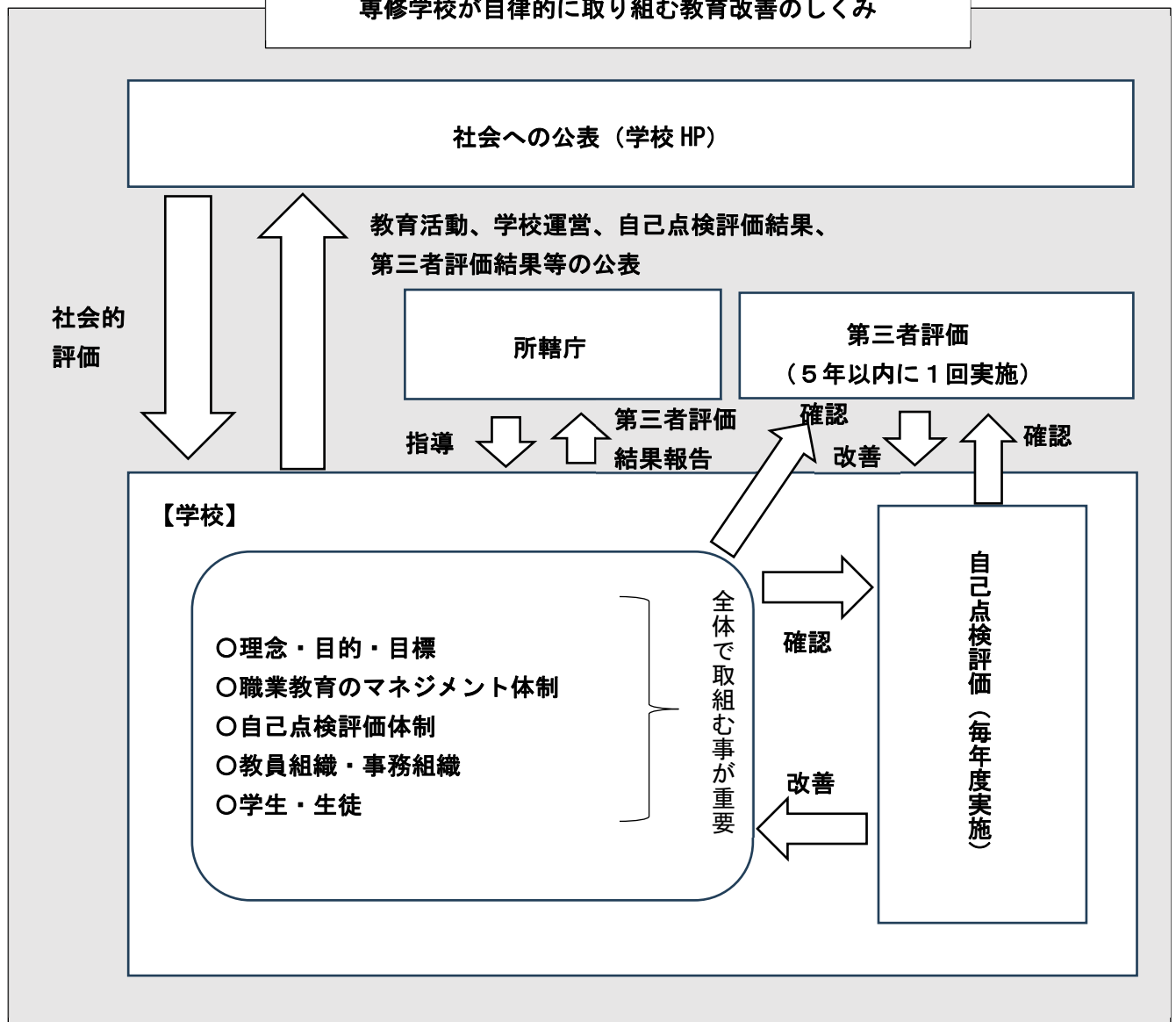
○質保証の考え方としては、関連法令に明記された最低基準としての要件や設定される評価基準に対する適合性の確保に加え、自らが意図する成果の達成や関連業界、地域等のニーズの充足といった様々な質の保証と向上に継続して取り組むことによって、学生・生徒に対する教育の質を向上させるとともに、安定的な学校運営を実現し、また、父母等の関係者をはじめとする社会全般の信頼を確立することを目指すものである。

○自律的に取り組む質保証が目指すのは、各学校が掲げる理念・目的の実現である。理念・目的から育成する人材像を定め、必要な知識・技術、技能等の目標を明らかにし、学生、生徒が目標に向かって学習を進めて達成しているかどうかを組織として管理する仕組みが職業教育のマネジメントであり、学校評価は、職業教育のマネジメントが有効に機能しているかを確認するための手段であるといえる。

○一方、実践的な職業教育を中心として教育活動等を行う専修学校には、社会との関係を確立することも求められている。そのためには、育成する人材に関連した業界や団体、地域等の協力を得て教育課程を編成し、授業内容・方法においても相互の課題やニーズ等を共有し、質保証の面からも実質的な連携強化を図りながら関係業界等において必要な人材育成を実現するという視点が重要である。

○さらに、各学校では、自己点検評価及び第三者評価等を定期的に行い、その結果に基づき教育活動、学校運営等の改善に継続的に取り組んでいることについて広く社会に公表することが必要である。

専修学校が自律的に取り組む教育改善のしくみ



第 1 部 専門学校の学校評価

1 学校評価の目的・定義

(1) 専門学校における学校評価の目的

○各学校で取り組む自律的な教育活動等の質保証の手段として、専門学校の学校評価は、以下を目的として実施するものであり、これにより専門学校の学生が質の高い実践的な職業教育等を享受できるよう教育活動及び学校運営の改善と発展を目指すための取組として位置付ける。

【学校評価の目的】

①各学校が、教育、組織及び運営並びに施設、設備の状況について、目指すべき目標を設定し、その達成状況や達成に向けた取組の適切さ等について評価・公表することにより、組織的・継続的な改善を図ること。

○具体的には、上記目的を実現するために、改正学校教育法等に基づき、各学校においては、学校評価として①自己点検評価、②外部の識見を有する者による第三者評価（場合によっては学校関係者評価）の実施と結果公表を行うものである。

(2) 学校評価に関する関連法令の規定

○専門学校の学校評価は、学校教育法において自己点検評価は第 132 条の 2 第 1 項、第三者評価については同条第 2 項で次のように規定されている。

■学校教育法（抄）

第百三十二条の二 専門課程を置く専門学校は、その教育水準の向上に資するため、文部科学大臣の定めるところにより、当該専門学校の教育、組織及び運営並びに施設及び設備の状況について自ら点検及び評価を行い、その結果を公表するものとする。

2 専門課程を置く専門学校は、前項に規定する状況について、当該専門学校の職員以外の者で専門学校に関し広くかつ高い識見を有するものによる評価を受け、その結果を公表するよう努めるものとする。

○自己点検評価については、その内容について学校教育法施行規則に大学と同様の規定が置かれる予定である。

■学校教育法施行規則（抄）

第百六十六条 大学は、学校教育法第百九条第一項に規定する点検及び評価を行うに当たっては、同項の趣旨に即し適切な項目を設定するとともに、適当な体制を整えて行うものとする。

○これら法令の規定により、各学校は、次のように学校評価に取り組むことが必要となる。

- ①学校において教職員による自己点検評価を行い、その結果を公表すること。
- ②外部の識見を有する者による評価（第三者評価）を行うとともにその結果を公表するように努めること。

（3）学校評価の形態

○上記法令の規定等を踏まえると、専門学校における学校評価の実施方法は以下の二つが原則となる。

- ①自己点検評価（義務）
- ②第三者評価（努力義務）

②第三者評価は、努力義務であり、また、地域や分野によっては当面の間評価主体の確保等が難しい場合なども想定されることから、第三者評価の実施が困難な場合等には③学校関係者評価を実施することも許容される。

（4）学校評価の定義

①自己点検評価

各学校の教職員が、当該学校の理念・目的、目標に照らして、自ら評価基準を設定し、学校の教育、組織及び運営並びに施設及び設備の状況について自ら行う点検及び評価。

②第三者評価

自己点検評価の結果を踏まえ、学校から独立した第三者（独立した評価機関・組織を含む。）が認める評価基準に基づき、当該第三者が学校の教育活動、学修成果、学校運営等について行う評価。

③学校関係者評価

保護者、地域住民、企業等（当該学校の教職員を除く。）により構成された組織等が、自己点検評価の結果について行う評価。

(5) 学校評価により期待される取組と効果

【学校全体での組織的な取組】

○実践的な職業教育機関としての専門学校が、社会全体の信頼を得ていく上では、学校評価を教育活動及び組織運営改善のためのPDCAサイクルの中に位置づけ、①教育水準の向上、②社会に対する説明責任、③学校評価を通じたガバナンス改善に向けた自律的な取組として組織全体で推進していくことが重要となる。

○学校評価を組織的に進めるためには、評価の目的・実施方法について基本的な考え方を基本方針として明らかにすることが必要で、学則等への明記が必要である。

【学校評価実施方針 策定例】

- ・学校の教育目標、計画に沿った取組の達成状況、学校運営等が適切に行われたかについて毎年度自己点検評価を行う。
- ・第三者評価を五年ごとに受審する。評価にあたっては、学校から中立で、かつ専門性の高い第三者に評価の実施を依頼し、自己点検評価の結果を基にした厳正な評価となるよう、評価実施者に対して根拠となる資料やデータなどを適切に提供する。
- ・自己点検評価及び第三者評価の結果を基に、教育内容や学校運営等の課題を発見し、実施方法等の見直しを図り、継続的な改善に取り組むとともに、評価結果と改善への取組は、ホームページに掲載し、広く社会へ公表する。

(学校関係者評価を実施する場合)

- ・自己点検評価結果の客観性・透明性を高めるとともに、設置課程に関連する企業・団体等との間で継続した連携協力体制を確保するため、学校関係者評価を実施する。学校関係者評価は、学校評価規程に基づき、選任する業界関係者、卒業生、父母等において「学校関係者評価委員会」を組織し実施する。当該委員会における委員の助言、意見などの評価結果を学校運営等の改善に活用する。

【継続的な改善の取組】

○自己点検評価（学校関係者評価含む。）及び第三者評価は、専門学校教育の水準の向上、学校運営の改善・強化を図るための手段であり、評価自体が目的ではなく、評価結果を踏まえ、各学校が自らその改善に組織的かつ継続的に取り組むことが求められる。

【学校評価を通じた教職員の資質の向上】

○学校評価を通じて、教育活動及び学校運営等の実態を把握し、改善に取り組む過程で、それぞれの担当科目、担当業務、職層における業務の遂行能力が向上し、教職員の資質向上につながることを期待される。

また、学校評価の質を高めていくため、評価の判断の元となるエビデンスの把握、分析、課題の抽出方法や改善方法などについて、教職員間での学びを深めるとともに、外部の有識者や他校との学校評価を通じた情報、経験の交流を図ることも有効である。

2 自己点検評価

(1) 自己点検評価の基本的な考え方

○自己点検評価は、校長のリーダーシップの下で当該学校の教職員が参加し、その教育水準の向上に資するため、当該専門学校の教育、組織及び運営等の状況について自ら点検及び評価を行い、その結果を公表するとともに学校運営、教育活動等の改善等に活用する自律的な取組である。

○各学校においては、本ガイドラインを参考に、学校評価の基本方針を定め、学校の目標、自己点検評価の評価項目・指標等を設定し、自己点検評価の実施計画・スケジュールなど策定の上、実施することが必要である。

(2) 自己点検評価の項目及び指標の設定

○自己点検評価を行う上では、評価項目及び評価項目をより具体化するために評価の指標を設定することが必要となる。具体的にどのような評価基準や項目等（以下「基準等」という。）を設定するかは各学校が判断すべきことであるが、基準等には、実践的な職業教育を行う専門学校として、就職や資格免許取得に関する状況などの目標を設定し、達成度を示すなど、学修成果についての具体的な基準等を加えることが重要である。

○本ガイドラインでは、「専門学校の評価基準、項目の例」について、附属資料1として掲載している。

○これらの基準等はあくまで最低限必要と考えられる項目を例示しているものであり、評価を行うことが、学校の教育目的、教育目標の実現に向けた教育活動、学校運営が適切にマネジメントされているかを確認する手段であることを踏まえ、学校の特色や課題、分野等に応じて基準等を追加するなど、必要な評価の基準等を学校ごとに検討し、設定することが重要である。

(3) 自己点検評価の周期（評価期間）と範囲

○自己点検評価は、各学校の実情に応じて、学校教育活動の区切りとなる適切な時期に行うことがふさわしいが、少なくとも毎年度1回は実施するものとする。

また、改善に向けた取組の適切さや教育目標、学校の各種計画、評価項目・指標等の設定そのものが適切であったかどうかについても、評価の際にあわせて確認することも必要である。

○これら定期的な自己点検評価等に限らず、日常の教育活動の中で課題等が見つかった場合、評価の実施時期にとらわれず、すみやかに改善に取り組むことが重要である。

(4) 自己点検評価の実施体制

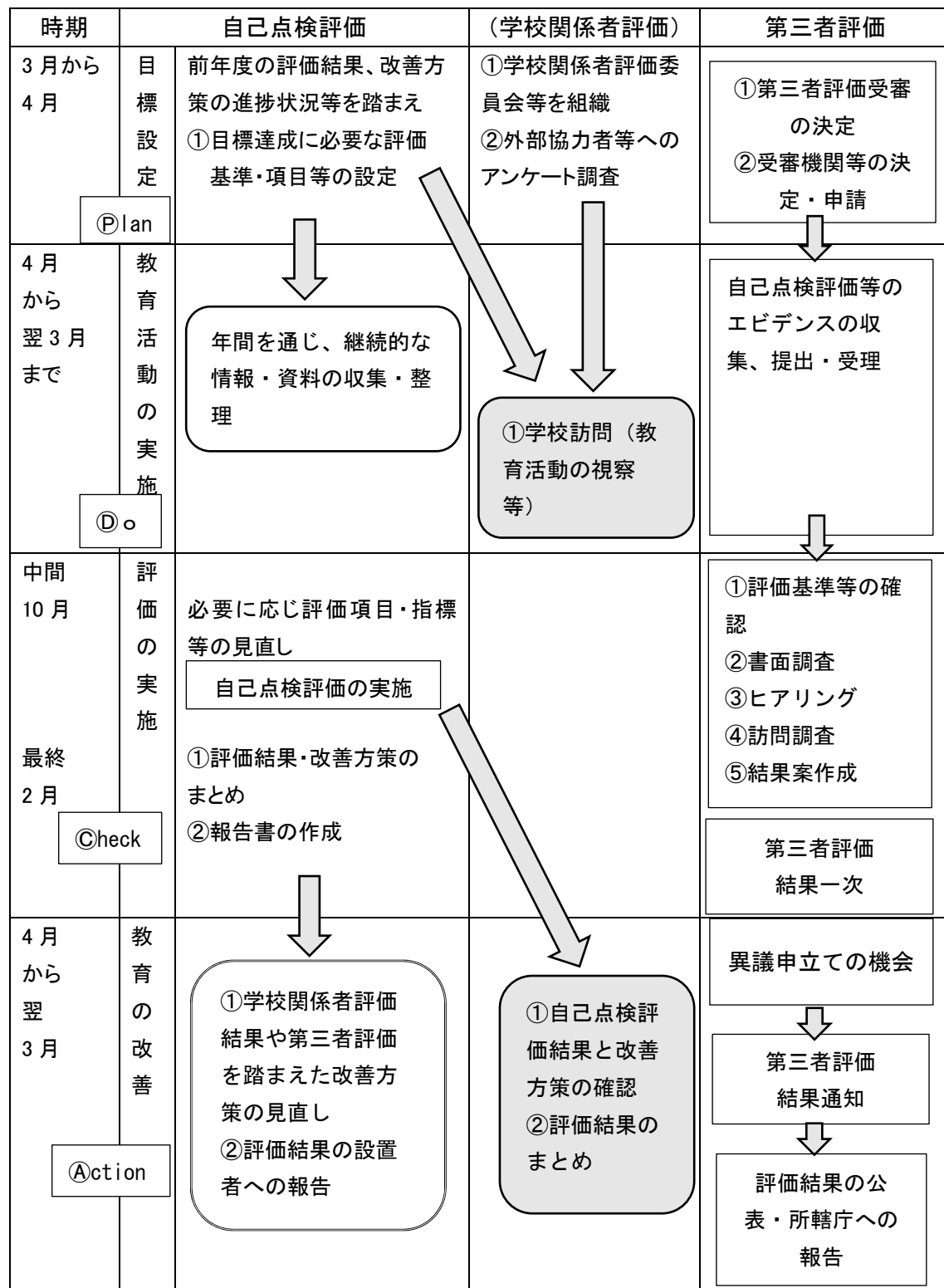
○自己点検評価は、学校評価の基本となるものであり、校長のリーダーシップの下、教職員全員が参加して、設定した目標や具体的計画等を共有しながら組織的に取り組むことが重要である。また、必要に応じて、自己点検評価委員会など、学校評価を中心となって実施するための組織を校内に設けることも考えられる。

(5) 学校評価のスケジュールの作成

○自己点検評価等の学校評価の実施に際しては学校全体で取り組むことが重要であるため、学事日程等に学校評価に関するスケジュールを組み込むことが必要である。

下記に各評価の進め方のイメージを示すが、スケジュールは各学校の学事日程、学校運営、設置法人などの日程に沿って策定する。評価結果を学内の計画策定等に活用するための適切な時期を選んで実施することも留意する。

学校評価の進め方のイメージ



(6) 外部アンケート等の活用

① 外部アンケート（学生・卒業生・関係業界等対象）の活用

○専門学校における自己点検評価を行う上では、学生、関係業界、父母等・地域住民等を対象とするアンケートや意見交換の機会、学校公開参加者へのアンケート等を通じ、学校に対して関係者がどのような評価・意見・要望を持っているかを把握し、積極的に活用することが望ましい。

○アンケート等を行うに当たり、学校評価のPDCAサイクルに位置づけた取組として、どのような観点（適切な評価指標等）から意見を求め、それらの結果をどのように実質的な教育活動の改善・充実につなげていくのかを明確にした上で実施することが効果的な評価活動につながるものと考えられる。なお、アンケート等の実施に当たっては、個人情報等の取扱い等に配慮する。

② 学生、教員相互による授業評価の活用

○授業評価は、学修者が「何を学び、身に付けることができたのか」を明確にし、学修の成果を学修者が実感できる教育の実現のために不可欠なものであり、また、学校評価において、これらの結果を教育の成果として積極的に活用することが期待される。

また、教員相互の授業参観の実施、授業方法についての研究会など、授業内容・方法を改善し、学生の学習成果を向上させるための組織的な取組も各学校で行われており、それらの研究成果と関連づけることも重要である。

③ 卒業生に対する調査の活用

○職業と関連した実践的な知識・技術、技能の修得を重視した専門学校の教育成果を測る観点から、当該学校の教育内容等と関連する分野に多く就職する卒業生のキャリア形成の状況は、学校の学修成果として重要な要素であり、各学校の教育活動成果のアピールにもつながる。

○各学校においては、卒業生に対する調査（就業・キャリアアップ等の状況、満足度、学校に対する要望、職場で求められる能力等）を行った場合は、その結果を評価に活用することが期待される。また、教員の資質向上に向けた研修、業界、団体との人事交流等の取組、就職支援等に活用することができる。

(7) 継続的な情報・資料の収集・整理

○目標等の達成状況を把握し、また、学校の状況を客観的に示す上で、学校運営に関する様々な情報・資料を継続的に収集し整理することが重要である。各学校においては、これらの情報・資料を日常的・組織的に収集・整理し、教職員間で共有するとともに、評価の実施のみならず、地域住民、関係業界等に対する情報提供等に適切に活用することが期待される。なお、個人情報が含まれていることも多いことから、当該情報の取扱いについては、法令に基づき十分に留意することが必要である。

(8) 自己点検評価結果のまとめ

○自己点検評価の結果は、報告書にとりまとめる。評価は、各項目について3段階で評価する。「基準を上回り、特筆すべき取組等を行っている場合」は3、「基準をおおむね満たす場合は」2とし、「基準を満たしておらず改善が必要な場合」は1とする。

その際、自己点検評価結果の報告書には、取組の適切さ等の評価結果の分析に加え、それらを踏まえた今後の改善方策について、簡潔かつ明瞭に記述する。

○各学校は、学生、教職員の個人情報保護等に留意して、報告書に記述する必要がある。

(9) 評価結果と改善方策に基づく取組

○学校評価は、結果である報告書の作成自体が目的化するという「評価のための評価」となることなく、自己点検評価を実施するプロセスの中での気づきと評価結果を踏まえ、今後の改善を見出していく取組とすることが重要である。

○また、第三者評価等の結果を今後の目標設定や改善の取組みに反映させるなど、自己点検評価の方法や内容についても不断の見直しを行うことが期待されている。

(10) 学校関係者評価の実施

○専門学校の学校関係者評価は、従来、努力義務とされていたが、今回の法改正で第三者評価が努力義務となったことにより、法令上は努力義務として課されなくなった。

○しかしながら、保護者や関連企業等の学校関係者に学校について深く理解してもらい、意見を聞く場として有用であることから、各学校の自主的、自律的な

質保証のしくみの一つとして位置づけ、引き続き実施することとも考えられる。

○なお、第三者評価が義務付けられている認定制度等では、当面の間、第三者評価の実施が難しい場合は、学校関係者評価を実施することとされている。

3 第三者評価

(1) 専門学校における第三者評価

○専門学校における第三者評価への取組については、これまで制度的な整備がなされていない中でも、関係業界、専門学校団体・関係団体等との連携・協力により、専門学校を対象とした第三者評価を行う民間機関を活用するなどして、一部の学校が任意で第三者評価を受審する状況がみられていた。

○令和6年1月24日、専門学校の質の保証・向上に関する調査研究協力者会議「実践的な職業教育機関としての専門学校の教育の質保証・向上と振興に向けて」のまとめでは、外部の識見を有する者による評価の導入の必要性などについて、質保証の取組の進展や、教育の質の保証の観点から、教育内容や学校運営に関し外部の意見を踏まえて改善につなげることは重要であることから、全ての専門学校に対して外部の者による評価を入れることが本来望ましいとされた。

○しかしながら、外部の者による評価を一律に義務化することについては、実態に照らすと、直ちに実現できるものではないことから、専門学校に対し、努力義務として求めることが考えられるとされた。

○このような状況を踏まえ、学校教育法が改正（令和6年6月14日公布）され、専門学校には外部の識見を有する者による評価を受けることが努力義務として定められた。

○外部の専門家等による評価（＝第三者評価）を受けることは、専門学校自らの状況を客観的に見直す機会であり、評価を通して専門的な分析や社会のニーズを踏まえた助言を受けつつ、学校の優れた取組を促進させるとともに、教育活動等の改善・充実など更なる学校の活性化が図られるなど、専門学校教育の質の保証・向上の実現を図るものである。

(2) 第三者評価の目的・機能

○第三者評価の目的は、中立で識見を有する外部の者が学校の教育活動、学修成

果、学校運営等について、評価し、結果を公表し、改善を行うことを通じて、その質を保証・向上させることにある。

○第三者評価は、専門学校が自らの状況を客観的に見直す機会（自己点検評価では発見できない改善点等の指摘など）として捉え、自己点検評価の結果を踏まえつつ、外部の専門家を中心とした評価者により、教育活動等の状況に重点を置きながら、専門的かつ客観的な視点で行われることが求められる。評価結果において示された改善等に取り組むことは、学校における教育活動、学校運営等の改善・向上に関する取組を促進させる第三者評価の重要な機能といえる。

（3）第三者評価の項目及び指標の設定

○第三者評価を行う上で、具体的にどのような基準等を設定するかは、自己点検評価の基準等を踏まえつつ評価者が最終的に判断することになるが、本ガイドラインでは、第三者評価に必要な最低限の項目を示している（附属資料1）。

○評価基準等については、学校の規模や分野、受けている認定制度などを踏まえて変更したり、既に指定養成ルール等で点検されている場合は、メリハリを付けるなど、必要な項目や指標を追加したりすることが必要となる。

（4）第三者評価の実施者に求められる要件

○第三者評価を実施するためには、評価の安定的な質の確保や透明性の観点から、少なくとも評価を実施する者の専門性・中立性に関する以下の要件を満たした者が実施する必要がある。

【第三者評価の実施者に求められる要件】

要件	以下の要件を満たす者により複数名（原則として3名以上）で構成 ・専門的な評価が可能な者 ①当該学校・学科の分野に精通している者 ②専修学校に識見を有する者 ③大学等の評価経験者 等 ・当該学校に専任又は兼任として在籍（予定含む。）していない、又は過去3年以内に在籍していない者 ・当該学校を設置する法人に役職員（当該法人が設置する他の学校の教職員を含む。）として在籍（予定含む。）していない、又は過去3年以内に在籍していない者
----	---

	・当該学校の教育又は経営に関する重要事項を審議する組織に参画（予定含む。）していない又は過去３年以内に参画していない者
留 意 事 項	・評価実施者がそれぞれ独立して評価するのではなく、組織だって評価すること

○評価者の実施者選定は、第三者評価の質や信頼性を確保するために最も重要な要素であり、当該者が当該学校の第三者評価を実施するにふさわしい者であることの説明責任は学校が負うこととなる。また、第三者評価の実施者においては、当該学校の教育活動等に対する評価を行う観点から、当該学校の教育の質や信頼性について評価を行うことになる。一方で、評価結果が当該学校の活動等の取組に影響を及ぼす可能性もあることから当該実施者は、評価結果に対する説明責任を負うことに留意して評価を行うこととなる。なお、第三者評価の実施にあたっては、実際の評価作業だけでなく、評価の段取りや評価実施者と学校との調整、評価結果に対して学校に不服がある場合の対応など、評価の実施に付随する様々な業務が生じることから、安定的でかつ質の高い第三者評価とするためにも、評価の企画・実施に関しては、学校から中立的で、かつ、第三者評価に関する専門的な知見や実施経験を有する組織・団体等に依頼することが望ましい。

（５）第三者評価の実施

○第三者評価は、以下の点を踏まえて実施する。

事 項	内 容
評価基準等	自己点検評価の基準等を踏まえ、教育活動、学修成果等に重点的に評価する項目を設定する（附属資料１参照）。
項目、基準の策定・公表	専修学校における学校評価ガイドラインに準拠していること 評価項目、基準は公表されていること。 評価基準を定め、又は変更するにあたっては、その過程の公正性及び透明性を確保するため、その案の公表その他の必要な措置を講じていること。
評価方法	評価は、各項目について３段階で評価する。「基準を上回り、特筆すべき取組等を行っている場合」は３、「基準をおおむね満たす場合は」２とし、「基準を満たしておらず改善が必要な場合は」１とすること。 また、所見欄を設け、特筆すべき成果や留意すべき点、改善を要する点など、評価を実施する中で明らかになった成果や学校の教育活動や運営に反映すべき事項を積極的に指摘すること。

	評価方法に、専門学校が自ら行う自己点検評価報告書等の書面調査のみでなく、ヒアリング訪問調査の実施や根拠となる資料やデータの確認など各基準等を適切に評価できる方法により実施されていること。
	評価結果について対象専門学校からの意見の申立ての機会を設けていること。
実施体制	前述の「第三者評価の実施者に求められる要件」を満たし、かつ、公正で的確な実施を確保するために必要な複数の者による組織的な評価実施体制が整備されていること。
評価業務の負担軽減への配慮	教育活動など専門的な見地から評価すべき基準等を重点的に評価し、基準に照らして形式的に確認すればよい基準等は自己点検評価の結果を確認するだけに留めるなど、評価の質と評価の実施者及び学校側の負担軽減に配慮する。(附属資料1参照)
	資格等の指定養成施設となっている場合など、他の制度で外部の者による評価や監査が行われている場合には、そこで確認されている基準等については評価しない(別途行われた評価・監査結果を確認する)など、学校に対する評価・監査的作用の重複をできるだけ排除して行うことに留意する。

(6) 第三者評価の評価期間

○現在の大学、短期大学、高等専門学校については、7年以内に1回の認証評価が義務付けられており、専門職大学については、これとは別に5年以内に1回の分野別認証評価が義務付けられている。

○専門学校における第三者評価を行う期間については、実践的な職業教育を行うためには社会のニーズを適宜反映することが必要となるが、そうしたニーズは移り変わりが早いため、評価期間を短く設定することが望ましい。一方で、評価期間が短いと評価に係るコストが増大してしまう。それらを勘案し、また、専門学校はそのほとんどが4年以内の教育課程であることも踏まえ、5年以内に1回の実施とする。

(7) 評価実施者及び教職員の研修等

○各学校において学校評価が適切に行われるためには、評価に携わる者が評価について一定の知識をもつことが不可欠である。そのため、第三者評価の実施者とともに、各学校における学校評価の担当となる教職員の研修を充実する必要がある。

○このため、文部科学省のみならず、専修学校の団体や学校評価に参画する団体等において、評価実施者や学校評価に携わる教職員の資質を向上するための研修の充実を図るとともに、評価活動に関する助言・情報提供等を行うことも重要である。

○また、各学校単独では、評価実施者の確保が困難な場合も予想される。関係団体や所轄庁等が連携し、評価の経験のある者や研修を受けた者のリスト等を作成するなど、地域や分野ごとに複数の学校で評価実施者の情報を共有するなどの工夫が望まれる。

4 学校評価結果の公表・報告

(1) 学校評価結果の公表

○学校評価を行った場合は、その結果及びそれを踏まえた今後の改善方策と併せて、学校のホームページや出版物への掲載、父母等を対象とした説明会において報告するなどの方法により、広く社会に向けて公表、周知することが必要である。

○学校評価の結果を公表することは、各専門学校の現状、目標と成果、課題や改善方策を関連する企業、団体、地域等に周知し、今後の改善等への取組に向けて、理解や連携協力を求めていくための重要な手段（ツール）でもある。

○評価結果及びそれを踏まえた今後の改善方策の公表に当たっては、その受け手として想定される対象に合わせて適宜公表する内容等を工夫する必要がある。

○第三者評価の結果については、所轄庁にも報告し、所轄庁は評価結果を踏まえて、必要に応じて学校に対する指導や支援等を行う。

第2部 高等専修学校の学校評価

1 学校評価の目的・定義

(1) 高等専修学校における学校評価の目的

○高等専修学校は、中学校卒業者を対象とした高等課程を設置する専修学校で、柔軟な制度特性を活かした特色ある教育を展開している。

その教育内容は、実践的な職業教育をはじめ、特定分野でのスペシャリストを養成するもの、また、社会での自立に向けた個に応じた教育を行うもの（以下「実践的な職業教育等」という。）など、後期中等教育段階における生徒の多様な学びを提供する場となっている。

○上記の特徴を有する高等専修学校において、生徒がより良い教育活動等を享受できるよう各学校において自主的に教育活動等の成果を点検・検証し、必要な改善を継続的に行い、教育水準の向上と質の保証を図ることは、重要である。

○また、父母等の学校関係者に対して、学校が適切に説明責任を果たすとともに、学校の状況に関する共通理解を持つことによる相互の連携協力の促進は、生徒の育成にとって不可欠な要素として、大いに期待されている。

○さらに、各学校において、教育活動その他の学校運営の状況について評価を行い、その結果に基づき学校運営の改善を図ることが求められており、評価結果等は、設置者（学校法人等）に対して、報告等を行うとともに、広く社会に対して公表することが必要である。

○高等専修学校における教育は、社会の変化や経済の動向を的確にとらえ、今後の様々な分野における産業の担い手や後継者を育成するための教育、多様な個性のある生徒の自立を支える教育など、高い技術力を身につけ夢の実現に向けた教育を行うなど多様な特性を有している。学校評価を行う上では、こうした特性を十分踏まえて実施することが必要である。

○以上を踏まえ、高等専修学校の学校評価は、以下を目的として実施するものであり、これにより高等専修学校の生徒が質の高い実践的な職業教育等を享受できるよう教育活動及び学校運営の改善と発展を目指すための取組として位置付ける。

【学校評価の目的】

①各学校が、実践的な職業教育等を目的とした教育活動その他の学校運営について、社会のニーズを踏まえた目指すべき目標を設定し、その達成状況や達成に向けた取組の適切さ等について評価・公表することにより、学校として組織的・継続的な改善を図ること。

②各学校において、自己評価結果について、父母等、関係業界等、地域住民等の学校関係者等による評価の実施とその結果の公表・説明により、適切に説明責任を果たすとともに、父母等、関係業界、地域住民等から理解と参画を得て、特色ある学校づくりを進めること。

(2) 学校評価に関する関連法令の規定

○高等専修学校の学校評価は、学校教育法等に次のように規定されている。

■学校教育法（抄）

第四十二条 小学校は、文部科学大臣の定めるところにより当該小学校の教育活動その他の学校運営の状況について評価を行い、その結果に基づき学校運営の改善を図るため必要な措置を講ずることにより、その教育水準の向上に努めなければならない。

第四十三条 小学校は、当該小学校に関する父母等及び地域住民その他の関係者の理解を深めるとともに、これらの者との連携及び協力の推進に資するため、当該小学校の教育活動その他の学校運営の状況に関する情報を積極的に提供するものとする。

■学校教育法施行規則（抄）

第六十六条 小学校は、当該小学校の教育活動その他の学校運営の状況について、自ら評価を行い、その結果を公表するものとする。

2 前項の評価を行うに当たっては、小学校は、その実情に応じ、適切な項目を設定して行うものとする。

第六十七条 小学校は、前条第一項の規定による評価の結果を踏まえた当該小学校の児童の父母等その他の当該小学校の関係者（当該小学校の職員を除く。）による評価を行い、その結果を公表するよう努めるものとする。

第六十八条 小学校は、第六十六条第一項の規定による評価の結果及び前条の規定により評価を行った場合はその結果を、当該小学校の設置者に報告するも

のとする。

※これらの規定は、幼稚園、中学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校、専修学校（専門課程を除く）、各種学校に、それぞれ準用する。

[学校教育法第 133 条、学校教育法施行規則第 189 条等]

○これら法令の規定により、各学校は、次のように学校評価に取り組むことが必要となる。

- ①教職員による自己点検評価を行い、その結果を公表すること。
- ②生徒の父母等その他の当該高等専修学校の教育活動等の関係者（当該高等専修学校の職員を除く。）による評価を行い、その結果を公表するよう努めること。
- ③自己評価の結果・学校関係者評価の結果を設置者（学校法人等）に報告すること。

(3) 学校評価の形態

○上記法令の規定等を踏まえて、高等専修学校における学校評価の実施方法を以下の三つの形態に整理する。

- ①自己評価（義務）
- ②学校関係者評価（努力義務）
- ③第三者評価（任意）

(4) 学校評価の定義

①【自己点検評価】

各学校の教職員が、当該学校の理念・目的、目標に照らして、自ら評価基準を設定し、学校の教育、組織及び運営並びに施設及び設備の状況について自ら行う評価。

②【学校関係者評価】

保護者、地域住民、企業等（当該学校の教職員を除く。）により構成された組織等が自己点検評価の結果について行う評価。

③【第三者評価】

自己評価の結果を踏まえ、学校から独立した第三者（独立した評価機関・組織を含む。）が認める評価基準に基づき、当該第三者が学校の教育活動、学修成果、学校運営等について行う評価。

(5) 学校評価により期待される取組と効果

【学校全体での組織的な取組】

○実践的な職業教育等を行う高等専修学校が、社会全体の信頼を得ていく上では、学校評価を教育活動及び学校運営改善のためのPDCAサイクルの中に位置づけ、①教育水準の向上、②社会に対する説明責任、③学校評価を通じたガバナンス改善に向けた自律的な取組として組織全体で推進していくことが重要となる。

○学校評価を組織的に進めるためには、評価の目的・実施方法について基本的な考え方を基本方針として明らかにすることが必要で、学則等への明記が必要である。

【学校評価実施方針 策定例】

- 1 学校の教育目標、計画に沿った取組の達成状況、学校運営等への取組が適切に行われたかについて自己点検評価を行い、学校運営等の課題を発見し、実施方法等の見直しを図り、継続的な改善に取組み評価結果を公表する。
- 2 自己評価結果の客観性・透明性を高めるとともに、設置課程に関連する企業・団体等との間で継続した連携協力体制を確保するため、学校関係者評価を実施する。学校関係者評価は、学校評価規程に基づき、選任する業界関係者、卒業生、父母等において「学校関係者評価委員会」を設置し実施する。
- 3 当該委員会における委員の助言、意見などの評価結果を学校運営等の改善に活用する。評価結果と改善への取組は、ホームページに掲載し広く社会へ公表する。

【継続的な改善の取組】

○自己評価、学校関係者評価、第三者評価は、専修学校教育の水準の向上、学校運営の改善・強化を図るための手段であり、評価自体が目的ではなく、学校評価の結果を踏まえ、各学校が自らその改善に組織的かつ継続的に取り組むことこそが期待されている。

また、学校評価の取組を通じて、学校として組織的に重点的に取り組むべきことを適切に把握し、その伸長・改善に取り組むことも期待されている。

【社会との連携強化】

○高等専修学校においては、学校関係者評価を通して、父母等・地域住民の学校

運営への参画を促進し、共通理解に立ち地域の実情も踏まえた実効性のある学校評価を実施していくことも重要である。

○各学校の目的に応じて多様な生徒を受け入れている高等専修学校においては、職業教育に関連する業界団体等との連携も必要である。

○また、生徒の障害や発達の段階等に対応した専門的な教育を行っている学校においては、継続している小中学校、医療・福祉等関係機関との連携等について、多様な生徒の実態等を踏まえた対応が必要である。

【学校評価を通じた教職員の資質の向上】

○学校評価を通じて、学校運営及び教育活動等に関する改善に取り組む過程で、それぞれの担当業務、職層における業務の遂行能力が向上し、また、組織全体での課題を共有して問題解決にあたることで教職員の資質向上につながることを期待されている。

○また、学校評価に係る活動において、アンケート調査等各種調査結果の手法、分析、課題の抽出、改善方法などについて教職員間での学びを深めるとともに、外部の有識者や他校との学校評価を通じた情報、経験の交流を図ることも必要である。

○さらに、各学校においては、専門学校の自律的、継続的な質保証・向上を図るため、職業教育のマネジメントの改善を図る観点から、教職員の直接的な質的向上のための取組みについて、自己評価を行い、評価結果等を踏まえ、研修の充実に向け、研修計画の策定、関連企業、団体等との連携による研修の実施に取り組むことも期待されている。

○特に経済社会が急激に変化する中で、「より先端で、高度なスキル」を提供出来る教育環境をつくるため、教職員と関係業界等との交流や、その時代において新たに必要な技能等の修得が図れる機会をつくるため、学校評価の結果等も踏まえつつ、教職員の企業等の現場における研修の実施などの取組を充実させる必要がある。

2 自己評価の実施

(1) 自己評価の基本的な考え方

○自己評価は、校長のリーダーシップの下で当該学校の教職員が参加し、その教

育水準の向上に資するため、当該高等専修学校の教育活動及び学校運営等の状況について自ら点検及び評価を行い、その結果を公表するとともに学校運営、教育活動等の改善等に活用する自律的な取組である。

○各学校においては、実践的な職業教育等に関する取組の確実な実施と充実が図られるよう、本ガイドラインに基づき、学校評価の基本方針を定め、具体的かつ明確な学校の自己評価の評価項目・指標等を設定し、自己評価の実施計画・スケジュールなど策定の上、実施することが必要である。

(2) 自己評価の項目・指標の設定

○具体的にどのような評価項目・指標等を設定するかは各学校が判断すべきことであるが、評価項目には、実践的な職業教育等を行う高等専修学校として、それぞれの設置している課程に応じて、キャリア教育（進路指導）や就職率など具体的な指標など評価の視点として必要な項目を加えることも考えられる。

○自己評価を行う上では、評価項目には具体的に評価の対象となる内容、視点、指標の設定が必要となる。本ガイドラインでは、「高等専修学校の評価項目・指標等の例」について、附属資料2として掲載している。

○これらの視点はあくまでも例示にすぎないものであり、全てを網羅して取組むことを求めるものではない。各学校では、それぞれの特色や課題に応じて追加するなど、必要な評価項目・指標等を設定することが重要である。

(3) 自己評価の周期（評価期間）

○自己評価は、各学校の実情に応じて、学校教育活動の区切りとなる適切な時期に行うことがふさわしいが、少なくとも毎年度1回は実施することが適当である。また、自己評価結果について学校関係者評価を実施することにより、評価項目・指標等をより適切なものに見直すことができる。教育目標、中期事業計画や各種具体的計画の適否に加え、評価項目・指標等の設定そのものが適切であったかどうかについても、評価の対象に含まれることとする。

○これら定期的な自己評価等に限らず、日常の教育活動の中で課題等が見つかった場合、評価の実施時期にとらわれず、すみやかに改善に取り組むことが重要である。

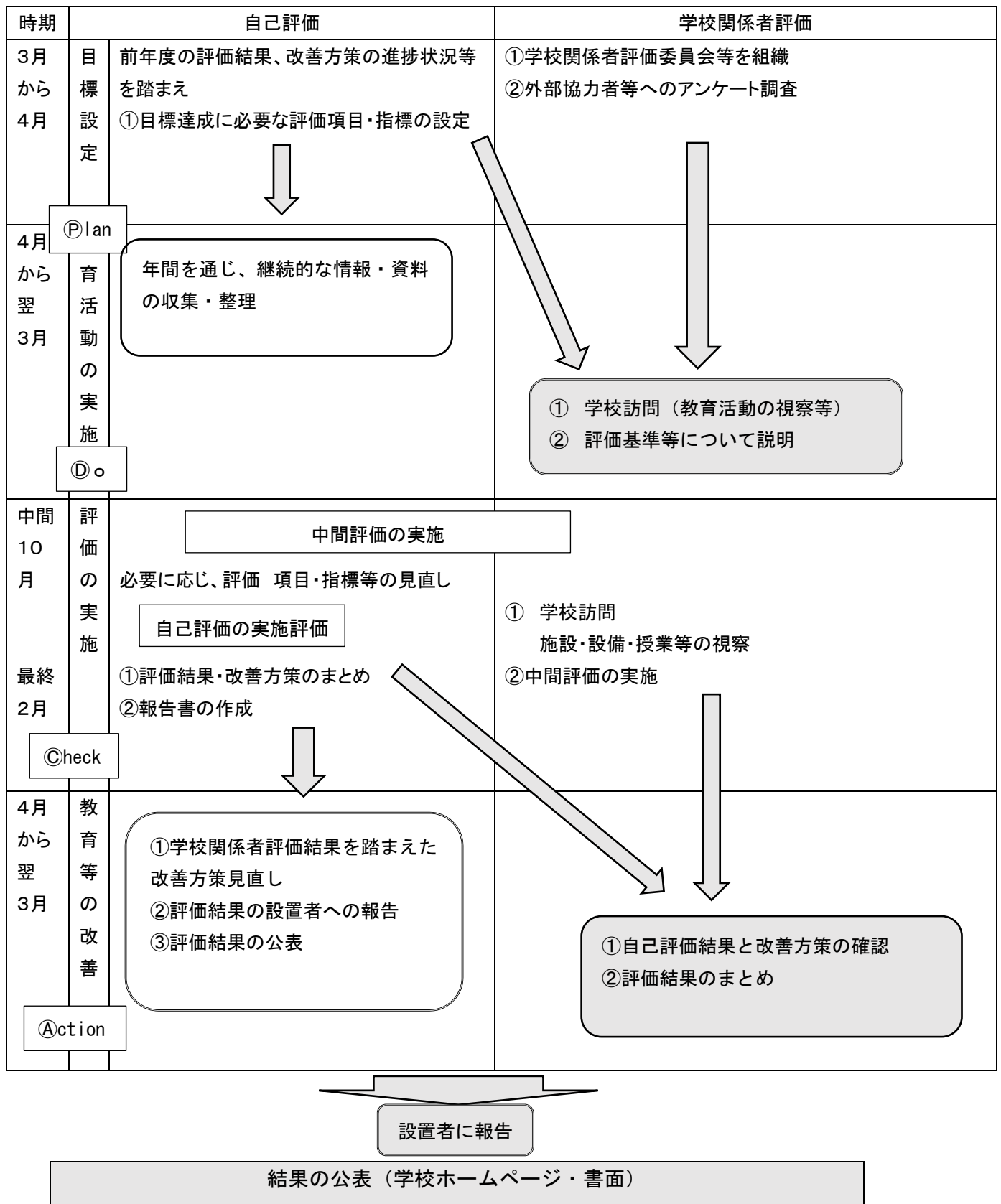
(4) 自己評価の実施体制

○自己評価は、学校評価の基本となるものであり、校長のリーダーシップの下、教職員全員が参加して、設定した目標や具体的計画等を共有し組織的に取り組むことが重要である。また、必要に応じて、自己評価委員会など、学校評価を中心となって実施するための組織を校内に設けることも考えられる。

(5) 学校評価のスケジュールの作成

○自己評価等の学校評価の実施に際しては学校全体で取り組むことが重要であるため、学事日程等に学校評価に関するスケジュールを組み込むことが必要である。下記にイメージを示すが、スケジュールは各学校の学事日程、学校運営、設置法人などの日程に沿って策定する。

学校評価の進め方のイメージ



(6) 外部アンケート等の活用

① 外部アンケート（生徒・卒業生・父母等対象）の活用

○専修学校における自己評価を行う上では、生徒・卒業生、企業等を対象とするアンケートや、意見交換の機会を通じ、学校に対し、どのような評価・意見・要望を持っているかを把握することは重要である。

○生徒、卒業生、企業等に対する外部アンケート等を行うに当たり、学校評価のPDCAサイクルに位置づけた取組として、どのような観点（適切な評価指標等）から意見を求め、それらの結果をどのように実質的な教育活動の改善・充実につなげていくのかを明確にした上で取り組むことが効果的な評価活動につながるものと考えられる。なお、アンケート等の実施に当たっては、個人情報の取扱い等に配慮する。

○高等専修学校の学校評価のPDCAサイクルにおいて、これらの外部アンケート等を効果的なものとして位置づけ、教育改善等に活用するため、次のような取組が期待される。

② 生徒、教員相互による授業評価の活用

○生徒による授業評価については、授業評価アンケート（方法・形態・理解度等）を実施し、その結果を科目ごとで授業内容・方法の改善に活用する学校もある。学校評価において、これらの結果を積極的に活用することが期待される。

また、教員相互の授業参観の実施、授業方法についての研究会など、授業内容・方法を改善し向上させるための組織的な取組も各学校で行われており、それらの研究成果と関連づけることも重要である。

③ 卒業生に対する調査の活用

○授業、課外活動等に関する満足度調査、卒業後の活動（就職、進学等）への貢献度などの調査を実施し調査結果を活用することは、授業改善、キャリア教育の検証、学修成果の把握などの面で重要である。

(7) 継続的な情報・資料の収集・整理

○目標等の達成状況を把握し、また、学校の状況を客観的に示す上で、学校運営に関する様々な情報・資料を継続的に収集し整理することが重要である。各学校においては、これらの情報・資料を日常的・組織的に収集・整理し、教職員間で共有するとともに、自己評価の実施や地域住民、関係業界等に対する情報提供等

に適切に活用することが期待される。なお、個人情報が含まれていることも多いことから、当該情報の取扱いについては、法令に基づき十分に留意することが必要である。

○各学校は、PDCAサイクルにおける様々な取組（授業改善の取組、学校行事、各種アンケート結果、研修・校内研究の状況など、様々な取組が考えられる）について、随時、学校見学会の実施、刊行物やホームページ等を通じて広く公表する。このように日頃から学校を開かれたものとするための努力が、広く関係業界、父母等・地域住民等からの理解促進や連携・協力を得るきっかけになることが期待できる。

○また、学校公開を実施した際に、参加者対象のアンケートを実施する等により、学校の取組についての関係業界、父母等・地域住民等からの意見や要望を把握し、今後の取組みや自己評価に活用することも考えられる。

（8）自己評価結果のまとめ

○各高等専修学校は、自己評価の結果を報告書にとりまとめる。評価は、各項目について3段階で評価する。「基準を上回り、特筆すべき取組等を行っている場合」は3、「基準をおおむね満たす場合」は2とし、「基準を満たしておらず改善が必要な場合」は1とする。

その際、自己評価結果の報告書には、取組の適切さ等の評価結果の分析に加え、それらを踏まえた今後の改善方策について、簡潔かつ明瞭に記述する。

○各高等専修学校は、生徒、教職員の個人情報等に留意して、報告書に記述する必要がある。

（9）評価の結果と改善方策に基づく取組

○学校評価は、結果である報告書の作成自体が目的化するといった「評価のための評価」となることなく、今後の改善につながる実効性ある取組みとすることが重要である。

○各学校は、自己評価の結果を受けて、適宜改善を図るための具体的な取組みに活用する。

さらに、自己評価の結果について評価する学校関係者評価や、第三者評価の結果を踏まえ、それを今後の目標設定や改善の取組みに反映させる取組が重要となる。

3 学校関係者評価の実施

(1) 学校関係者評価の機能・役割

○自己評価の結果を踏まえ当該学校の関係者が行う「学校関係者評価」は、自己評価の評価結果について、学校外の関係者による評価を行い、自己評価結果の客観性・透明性を高めることにある。

○また、学校・父母等・地域・関連団体等が当該高等専修学校の教育活動等に共通理解を持ち、その連携協力により学校運営の改善に当たることが期待されており、そのための手段としての活用を図ることが重要であり、期待されている。

○学校外の関係者によるアンケート等では、前述のような効果を十分に得ることが期待できず、学校関係者評価に期待される役割を十分に担うことが難しいことから、その実施のみをもって学校関係者評価を行ったとみなすことは適当でない。

(2) 学校関係者評価の進め方

○学校関係者評価は、「学校関係者」に対し、特に関わりのある自己評価結果、改善への取組方針などを説明し、「学校関係者」自らが学校見学や、生徒、教職員やステークホルダーとなる関係業界・卒業生等と対話を行い、教育活動、学校運営等に係る課題を共有し、今後の方向性等に対する助言等を行う方法で進めるものとする。

○学校関係者評価は、評価者が評価を行うが、評価を実施する上で必要な事務等は、評価者ではなく、学校が行うことが適当である。また、評価者への就任を依頼する際には、学校訪問や評価のとりまとめの作成、生徒に関する個人情報の保護、守秘義務など、具体的な業務の負担等が生じるかを説明し、あらかじめ各評価者の理解を得る必要がある。

○学校関係者評価が適切に行われるよう、高等専修学校の評価に携わる評価者が一定の知識等を修得する機会や、学校の担当者をはじめ、学校関係者評価に携わる者の知識の向上等を目的とした研修機会の提供・充実を図ることが必要である。

○学校関係者評価に関する事務等は学校が行うことから、学校規模に応じて、過度の負担とならないよう工夫が必要である。例えば、自己評価のうち、専門的・客観的な観点からの項目の重点化や、設置者（学校法人等）の評議員会等既存組

織の協力を得て評価を行うことも考えられる。ただし、その場合、評議員会等との役割の違いを明確にし、学校関係者評価の取組みの透明性確保に努めることが重要である。

(3) 学校関係者評価委員会等

○学校関係者評価は、卒業生、関係業界、専修学校団体・職能団体・設置課程の分野の団体、中学校等、父母等・地域住民など、高等専修学校と密接に関係する学校外の者を評価者とする学校関係者評価委員会、又は学校規模に見合った体制（以下「学校関係者評価委員会等」という。）を整備し行うことが必要である。

○学校関係者評価委員会等は、各種資料の検証や、学校の諸活動の観察等を通じて、当該年度の学校が行った自己評価の結果及びそれを踏まえた今後の改善方策について評価することを基本とする。

具体的には、次のような視点での評価を行い、学校における教育活動、学校運営等の継続的な改善・向上に関する取組を促進させることが期待される。

- ・自己評価の結果の内容が適切かどうか
- ・自己評価の結果を踏まえた今後の改善方策が適切かどうか
- ・学校の自己評価の評価基準等が適切かどうか
- ・教育活動、学修成果、学校運営等の改善に向けた実際の取組が適切かどうか

(4) 学校関係者評価委員会の委員の選任

○実践的な職業教育等を行う高等専修学校の学校関係者評価における評価者には、設置課程の関係業界等のニーズを踏まえた教育内容・方法の改善、学校運営等の改善についての評価を行うことが必要であり、設置課程に応じたステークホルダーとしての企業・関係施設や、経済団体・職能団体等の参画も求め、学校関係者評価委員会の委員として、教育活動、学校運営等への積極的な発言を促していくことが必要である。

【学校関係者評価委員会に選任する委員の例示】

- ・学校が設置する課程の専門分野における業界・団体関係者（就職先企業、実習先の施設等、業界団体、育成人材の職能団体等）
- ・卒業生（同窓会関係者、卒後一定のキャリアを持った者）
- ・父母等
- ・地域住民（地域団体の役員等）
- ・中学校等の校長、進路指導担当者等接続する学校の関係者
- ・教育活動及び学校運営に知見を有する者（学校の組織運営マネジメント、

財務等の専門家)

(5) 学校関係者評価のまとめと改善への取組み

○学校関係者評価委員会等は、その評価結果や今後の改善方策等についてとりまとめ、学校に対して示す。学校は、学校関係者評価の対象となった自己点検評価結果とともに、広く公表するとともに、学校はこれを自己点検評価の改善方策の検討において活用し、具体的取組の改善を図るものとする。

○学校は、評価結果の公表に際しては、人物等が特定することができるような表現や生徒の個人情報等に留意して、報告書に記述する必要がある。

3 高等専修学校における第三者評価

【第三者評価の意義】

○学校の課題等を正確に把握するためには、自己評価及び学校関係者評価による評価のみでは十分とは言えない。そのためには、一定の期間を設け学校の教育活動、学校運営等について点検等を適宜行うことも意義のあることである。

○そのための手段として教育活動、学校運営に関する外部の専門家を中心とした評価者により、自己評価や学校関係者評価の実施状況も踏まえつつ、教育活動その他の学校運営の状況について、専門的視点から評価を行う第三者評価を活用することなどが考えられる。

○高等専修学校においても第三者評価は、学校の教育活動、学修成果、学校運営等について、当該学校の識見を有する外部の評価者によって行われる評価とし、専門学校の実施方法に準じた評価を行うことが望まれる。

○第三者評価は、自己評価や学校関係者評価に加え、学校評価全体を充実する観点から評価を行い、学校の優れた取組や今後の学校運営の改善につなげるための課題や改善の方向性等を提示し、学校運営の改善による教育水準の向上させる機能として実施することになる。

【第三者評価の実施方法】

○高等専修学校における第三者評価は、学校及び設置者（学校法人等）が必要であると判断した場合に実施するもので、教育活動及び学校運営等の質保証と向

上を目的とした積極的な取組として実施するものである。

○高等専修学校の第三者評価については、第三者評価が努力義務化となった専門学校とは異なる取扱いが必要であるが、学校関係者評価との機能分担を明確化することも必要であることから、専門学校における第三者評価の実施体制、評価方法等に準じ実施されるものを第三者評価と位置付けることが適当である。

○評価結果は、自己評価及び学校関係者評価と同様に設置者（学校法人等）や所轄庁等へ報告を行い、学校評価を通じた学校運営の改善が円滑に進むよう必要な指導・助言を受ける必要がある。

○設置者（学校法人等）や所轄庁等は、評価結果を踏まえて、明らかとなった課題に対して学校と協力してどのように取り組むかを具体的に検討し、学校の支援や必要な改善措置を講ずることが求められる。

○各学校は、評価結果を踏まえて自ら学校運営の改善に努めるとともに、学校の説明責任という観点のみならず、父母等や地域住民等が学校の現状を理解し、運営に積極的に協力、参画する土壌をつくるためにも、評価結果について父母等が理解しやすい形で積極的に説明や情報提供をしていくことが望まれる。

○第三者評価結果の公表は、専門学校と同様に公表することが望ましい。

5 学校評価結果の公表と設置者（学校法人等）による支援

（1）学校評価の公表

○各高等専修学校は、学校評価の結果及びそれを踏まえた今後の改善方策を学校のホームページや出版物への掲載し、父母等を対象とした説明会において報告するなど、広く社会に向けて公表、周知することが必要である。

○学校評価の結果を公表することは、各学校の現状、目標と成果、課題や改善方策について、関連する企業、団体、地域等に周知し、今後の取組に向けて、理解や連携協力を求めていくための重要な手段（ツール）でもある。

○評価結果及びそれを踏まえた今後の改善方策の公表に当たっては、その受け手として想定される対象に合わせて適宜公表する内容等を工夫する必要がある。

〔専門学校の自己点検評価・第三者評価の基準、項目の例〕

大項目	小項目	評価の基準	自己点検 評価	第三者評 価
項目 1 教育理念・目的・ 目標	1 教育理念、目 的及び目標の 設定等	教育理念等を踏まえ、当該専門学校としての目的及び目 標を明確に設定し、養成する人材像を明確にしているこ と。	◎	◎
項目 2 教育課程、教育 の実施、学修成 果	1 教育課程の 編成と授業科 目	①学校の目的・目標及び養成する人材像を実現するため に必要な教育課程編成・実施方針を作成した上で、教育課程 を体系的に編成し、系統性・段階性に配慮した授業科目を 配置していること。	◎	◎
		②外国人留学生に対して、日本国内に就職する際に必要 となる日本社会の理解の促進に資する授業科目が 300 時 間以上開設していること。 【注】外国人留学生キャリア形成促進プログラム】	認	認
	2 教育の実施	①授業科目内容に応じ、講義、演習、実験、実習又は実技 など、適切な授業形態で教育が実施され、かつ、適切な教 材が用いられるとともに、基準に基づき成績評価を行って いること。	◎	◎
		②企業等と連携した、実習、実技、実験又は演習等（以下 「実習・演習等」という）の授業を行っていること。教育 目標の達成に必要な企業等と連携した実習・演習等の単位 時間または単位数の総授業時数に占める割合を具体的に 設定していること。【注】職業実践専門課程】	認	認
	3 成績評価、 単位・卒業認 定	学校の目的・目標及び養成する人材像を実現するため に必要な卒業認定方針（資格・免許等を含む修得させる職業能 力を含む）を学科・コースごとに定め、当該方針に基づき 卒業の認定をしていること。	◎	◎
	4 学修成果目 標の達成状況	卒業認定方針を踏まえ、学科・コースごとに職業能力の修 得（資格・免許等の取得や技能の修得含む。）についての 目標を定め、その目標が達成できていること。	◎	◎
		学生が望む進路の実現に関する目標を定め、その目標が達 成できていること。	◎	◎

項目 3 学生の受入れ、 学生支援	1 学生募集及び入学者の選抜、収容定員の管理	①入学者の受け入れ方針、入学選考基準、方法を定め、入学希望者に明示し、入学者の選考を公正に行い、可否を決定していること。	◎	◎
		②学生の受入れは、入学定員に基づき適正に行っていること。 【注）修学支援新制度機関要件の確認】 【注）外国人留学生キャリア形成促進プログラム】	◎	◎
	2 自主的な学習の促進に対する支援	学生の学力や学習状況を把握し、入学前教育や補習授業を行うなど学習支援に取り組んでいること。学生の円滑な学習に向け、シラバスの活用による学習成果の向上や自主的な学習に関する適切な支援を行っていること。	△	△
	3 多様な学生に対する支援	①適切な体制を構築し、障がいのある学生、海外からの留学生、社会人経験者など、多様な学生に対する支援を行っていること。	△	△
		②特に海外からの留学生について適正な在籍管理、進路（就職）指導を行うとともに、日本人学生との交流の機会が確保されていること。 【注）外国人留学生キャリア形成促進プログラム】	認	認
	4 学生生活に関する支援	①カウンセラーの配置、相談室の設置など、学生の相談に対応するための環境整備を行い、適切に運営していること。	◎	◎
		②留年者、退学希望者など学習の継続に困難な問題を抱える学生に対し適切な対応を行っていること。	◎	◎
		③学校保健安全法に基づく学校保健計画を策定し、学生の心身の健康管理体制を整備し、適切に運用していること。	◎	○
		④学生の経済的側面に対する支援体制を整備し、適切に周知、運用していること。	△	△
		⑤学生のキャリア支援、就職支援に対する支援体制を整備し、適切に周知、運用していること。	◎	◎
項目 4 教育実施組織・ 教員	1 教員の配置、募集、採用	①教育課程を実施するのに必要な、資格・要件を備えた教員を確保するために教員の採用基準等を整備し、適正に運用していること。	△	△
		②教員の常勤・非常勤、年齢構成等、また教員一人当たりの授業時数等を把握していること。また、教員の専門性、教授力を把握、評価していること。	△	△

	2 教員の組織 編制等	①学校の目的に応じた分野の区分ごとに必要な教員組織を整備し、業務分担、責任体制を規程等で定めていること。	◎	◎
		②教員間で連携、協力体制を構築していること。	△	△
	3 教員の資質 の向上	①学校の教育活動の改善、工夫を行う FD(Faculty Development)などの取組や、教員の研究活動、自己啓発等への支援を行っていること。	◎	○
		①-2 特に職業実践専門課程においては、企業等と連携して組織的に行っていること。【注）職業実践専門課程】	認	認
		②教員の授業及び指導力等を修得・向上するための研修を企業等と連携して、組織的に行っていること。 【注）職業実践専門課程】	認	認
項目 5 教育環境	1 教育環境の 整備	①教育上の必要性に対応できる施設・設備、機械器具等を備えていること。	◎	◎
		②学生の学習支援のための施設(自習室等)を整備していること。また、学生の休憩、食事のためのスペースを確保していること。	△	△
		③図書室を設置し、専攻分野の教育に必要な専門書及び参考図書を配架し、学生に必要に応じ閲覧できるようにしていること。	△	△
	2 安全対策、防 災組織	①学校保健安全法に基づく学校安全計画を策定し、学校における安全対策を適切に行っていること。	◎	○
		②火災の発生や防災に関する組織体制を整備し、適切に運営していること。	△	△
	3 施設・設備等 の点検、改善 等	①施設・設備等の日常点検、定期点検、補修等を適切に行っていること。	△	△
		②施設の改築・改修、設備の更新等の計画を定め、適切に実施していること。	△	△
項目 6 教育活動の基盤 と改善・向上の 取組	1 中期事業計 画と財務基盤	①当該専修学校が策定している中長期的計画に、教育目的、教育目標の実現に向けた具体的な内容が位置付けられていること。	△	△
		②当該専修学校の教育活動を安定して遂行するために必要かつ十分な財務基盤を確立していること。	◎	○
	2 学校運営	①学校運営の組織体制を整備し、適切な運営が行われていること（職業教育に関するマネジメント（教育の企画・設計・運営等）における責任体制を含む。）。	◎	◎

	3 学校評価の実施と改善活動	①学校関係者評価委員会、教育課程編成委員会等外部からの意見を反映するなど、関連企業等団体、地域社会等からの意見を当該専修学校の運営やその改善・向上において活用していること。	△	△
		①-2 特に職業実践専門課程においては、教育課程編成委員会を年2回以上開催していること。【注）職業実践専門課程】	認	認
		②学校評価を実施し結果及び改善状況についての情報を公表していること。	◎	○
		③学校評価の結果に基づく改善への取組を組織的かつ継続的に行っていること。	◎	◎
	4 社会からの理解と情報の公表	①当該専修学校の教育活動、学校運営等の状況に関する情報を積極的に公表していること。	◎	○
		②教育目的・目標の達成状況や活動状況について関連する教育機関、産業界等をはじめ、社会全体からの理解を得るよう取組んでいること。	△	△

◎	必須項目
○	簡易に評価
△	任意項目
認	認定制度における必須項目

〔高等専修学校の自己点検評価・第三者評価の基準、項目の例〕

大項目	小項目	評価の基準	自己評価	第三者評価
項目 1 教育理念・目的・目標	1 教育理念、目的及び目標の設定等	教育理念等を踏まえ、当該専門学校としての目的及び目標を明確に設定し、養成する人材像を明確にしていること。	◎	◎
項目 2 教育課程、教育の実施、学修成果	1 教育課程の編成と授業科目	学校の目的・目標及び養成する人材像を実現するために必要な教育課程編成・実施方針を作成した上で、教育課程を体系的に編成し、系統性・段階性に配慮した授業科目を配置していること。	◎	◎
	2 教育の実施	授業科目内容に応じ、講義、演習、実験、実習又は実技など、適切な授業形態で教育が実施され、かつ、適切な教材が用いられるとともに、基準に基づき成績評価を行っていること。	◎	◎
	3 成績評価、単位・卒業認定	学校の目的・目標及び養成する人材像を実現するために必要な卒業認定方針（資格・免許等を含む修得させる職業能力を含む）を学科・コースごとに定め、当該方針に基づき卒業の認定をしていること。	◎	◎
	4 学修成果目標の達成状況	卒業認定方針を踏まえ、学科・コースごとに職業能力の修得（資格・免許等の取得や技能の修得含む。）についての目標を定め、その目標が達成できていること。	◎	◎
		生徒が望む進路の実現に関する目標を定め、その目標が達成できていること。	◎	◎
項目 3 生徒の受入れ生徒支援	1 生徒募集及び入学者の選抜、収容定員の管理	①入学者の受け入れ方針、入学選考基準、方法を定め、入学希望者に明示し、入学者の選考を公正に行い、可否を決定していること。	◎	◎
		②生徒の受入れは、入学定員に基づき適正に行っていること。	◎	◎
	2 自主的な学習の促進に対する支援	生徒の学力や学習状況を把握し、入学前教育や補習授業を行うなど学習支援に取り組んでいること。生徒の円滑な学習に向け、シラバスの活用による学習成果の向上や自主的な学習に関する適切な支援を行っていること。	△	△

	3 多様な生徒に対する支援	適切な体制を構築し、障がいのある生徒、海外からの留学生、社会人経験者など、多様な生徒に対する支援を行っていること。	△	△
	4 学校生活に関する支援	①カウンセラーの配置、相談室の設置など、生徒の相談に対応するための環境整備を行い、適切に運営していること。	◎	◎
		②留年者、退学希望者など学習の継続に困難な問題を抱える生徒に対し適切な対応を行っていること。	◎	◎
		③学校保健安全法に基づく学校保健計画を策定し、生徒の心身の健康管理体制を整備し、適切に運用していること。	◎	○
		④生徒の経済的側面に対する支援体制を整備し、適切に周知、運用していること。	△	△
		⑤生徒のキャリア支援、就職支援に対する支援体制を整備し、適切に周知、運用していること。	◎	◎
項目 4 教育実施組織・ 教員	1 教員の配置、 募集、採用	①教育課程を実施するのに必要な、資格・要件を備えた教員を確保するために教員の採用基準等を整備し、適正に運用していること。	△	△
		②教員の常勤・非常勤、年齢構成等、また教員一人当たりの授業時数等を把握していること。また、教員の専門性、教授力を把握、評価していること。	△	△
	2 教員の組織 編制等	①学校の目的に応じた分野の区分ごとに必要な教員組織を整備し、業務分担、責任体制を規程等で定めていること。	◎	◎
		②教員間で連携、協力体制を構築していること。	△	△
	3 教員の資質 の向上	学校の教育活動の改善、工夫を行う FD(Faculty Development)などの取組や、教員の研究活動、自己啓発等への支援を行っていること。	◎	○
項目 5 教育環境	1 教育環境の 整備	①教育上の必要性に対応できる施設・設備、機械器具等を備えていること。	◎	◎
		②生徒の学習支援のための施設(自習室等)を整備していること。また、生徒の休憩、食事のためのスペースを確保していること。	△	△
		③図書室を設置し、専攻分野の教育に必要な専門書及び参考図書を配架し、生徒に必要なに応じ閲覧できるようにしていること。	△	△
	2 安全対策、防 災組織	①学校保健安全法に基づく学校安全計画を策定し、学校における安全対策を適切に行っていること。	◎	○

		②火災の発生や防災に関する組織体制を整備し、適切に運営していること。	△	△
	3 施設・設備等の点検、改善等	①施設・設備等の日常点検、定期点検、補修等を適切に行っていること。	△	△
		②施設の改築・改修、設備の更新等の計画を定め、適切に実施していること。	△	△
項目 6 教育活動の基盤 と改善・向上の 取組	1 中期事業計画と財務基盤	①当該専修学校が策定している中長期的計画に、教育目的、教育目標の実現に向けた具体的な内容が位置付けられていること。	△	△
		当該専修学校の教育活動を安定して遂行するために必要かつ十分な財務基盤を確立していること。	◎	○
	2 学校運営	①学校運営の組織体制を整備し、適切な運営が行われていること（職業教育に関するマネジメント（教育の企画・設計・運営等）における責任体制を含む。）。	◎	◎
	3 学校評価の実施と改善活動	①学校関係者評価委員会、教育課程編成委員会等外部からの意見を反映するなど、関連企業等団体、地域社会等からの意見を当該専修学校の運営やその改善・向上において活用していること。	△	△
		②学校評価を実施し結果及び改善状況についての情報を公表していること。	◎	○
		③学校評価の結果に基づく改善への取組を組織的かつ継続的に行っていること。	◎	◎
	4 社会からの理解と情報の公表	①当該専修学校の教育活動、学校運営等の状況に関する情報を積極的に公表していること。	◎	○
		②教育目的・目標の達成状況や活動状況について関連する教育機関、産業界等をはじめ、社会全体からの理解を得るよう取組んでいること。	△	△

◎	必須項目
○	簡易に評価
△	任意項目

〔自己点検評価・第三者評価における評価指標、参考資料一覧の例〕

大項目	小項目	評価の基準	評価の基準となる資料、データ等
項目 1 教育理念・目的・目標	1 教育理念、目的及び目標の設定等	教育理念等を踏まえ、当該専門学校としての目的及び目標を明確に設定し、養成する人材像を明確にしていること。	・学則、細則、内規等 ・学生便覧等
項目 2 教育課程、教育の実施、学修成果	1 教育課程の編成と授業科目	①学校の目的・目標及び養成する人材像を実現するために必要な教育課程編成・実施方針を作成した上で、教育課程を体系的に編成し、系統性・段階性に配慮した授業科目を配置していること。	・学生便覧 ・シラバス、履修ガイド、履修案内等
		②外国人留学生に対して、日本国内に就職する際に必要となる日本社会の理解の促進に資する授業科目が 300 時間以上開設していること。 【注）外国人留学生キャリア形成促進プログラム】	
	2 教育の実施	①授業科目内容に応じ、講義、演習、実験、実習又は実技など、適切な授業形態で教育が実施され、かつ、適切な教材が用いられるとともに、基準に基づき成績評価を行っていること。	・シラバス ・カリキュラムマップ等 ・学則、成績評価基準等 ・指定養成施設の場合は指定規則・基準等
		②企業等と連携した、実習、実技、実験又は演習等（以下「実習・演習等」という）の授業を行っていること。教育目標の達成に必要な企業等と連携した実習・演習等の単位時間または単位数の総授業時数に占める割合を具体的に設定していること。【注）職業実践専門課程】	
	3 成績評価、単位・卒業認定	学校の目的・目標及び養成する人材像を実現するために必要な卒業認定方針（資格・免許等を含む修得させる職業能力を含む）を学科・コースごとに定め、当該方針に基づき卒業の認定をしていること。	・シラバス ・学則、卒業認定基準等 ・指定養成施設の場合は指定規則・基準等
	4 学修成果目標の達成状況	卒業認定方針を踏まえ、学科・コースごとに職業能力の修得（資格・免許等の取得や技能の修得含む。）についての目標を定め、その目標が達成できていること。	・卒業方針等が学科等ごとに記載されている資料 ・学生のポートフォリオ ・指定養成施設の場合は指定規則・基準等
		学生が望む進路の実現に関する目標を定め、その目標が達成できていること。	

項目 3 学生の受入れ、学生支援	1 学生募集及び入学者の選抜、収容定員の管理	①入学者の受け入れ方針、入学選考基準、方法を定め、入学希望者に明示し、入学者の選考を公正に行い、可否を決定していること。	・学則等 ・入試規定、入試実施要領等 ・入学者選考基準、募集要項等
		②学生の受入れは、入学定員に基づき適正に行っていること。 【注）修学支援新制度機関要件の確認】 【注）外国人留学生キャリア形成促進プログラム】	
	2 自主的な学習の促進に対する支援	①学生の学力や学習状況を把握し、入学前教育や補習授業を行うなど学習支援に取り組んでいること。学生の円滑な学習に向け、シラバスの活用による学習成果の向上や自主的な学習に関する適切な支援を行っていること。	・シラバス ・学習状況の把握や補習授業等が分かる資料 ・学習支援が分かる資料
	3 多様な学生に対する支援	①適切な体制を構築し、障がいのある学生、海外からの留学生、社会人経験者など、多様な学生に対する支援を行っていること。	・多様な学生に対する支援が分かる資料 ・留学生の在籍管理、進路指導等が分かる資料
		②特に海外からの留学生について適正な在籍管理、進路(就職)指導を行うとともに、日本人学生との交流の機会が確保されていること。 【注）外国人留学生キャリア形成促進プログラム】	
項目 4 教育実施組織・教員	4 学生生活に関する支援	①カウンセラーの配置、相談室の設置など、学生の相談に対応するための環境整備を行い、適切に運営していること。	・カウンセラーの配置等による相談体制等が分かる資料 ・学生便覧、学生生活の手引き等に記載の相談体制等の資料 ・学校保健計画や学生の健康管理体制等が明記された資料 ・学費の減免・分割納付等に関する資料 ・キャリア支援等に関する資料
		②留年者、退学希望者など学習の継続に困難な問題を抱える学生に対し適切な対応を行っていること。	
		③学校保健安全法に基づく学校保健計画を策定し、学生の心身の健康管理体制を整備し、適切に運用していること。	
		④学生の経済的側面に対する支援体制を整備し、適切に周知、運用していること。	
		⑤学生のキャリア支援、就職支援に対する支援体制を整備し、適切に周知、運用していること。	
項目 4 教育実施組織・教員	1 教員の配置、募集、採用	①教育課程を実施するのに必要な、資格・要件を備えた教員を確保するために教員の採用基準等を整備し、適正に運用していること。	・教員の採用等に関する資料 ・教員名簿 ・教員の授業分担、時間割等の担当する授業時数等が分かる資料 ・教員評価に関する資料
		②教員の常勤・非常勤、年齢構成等、また教員一人当たりの授業時数、等を把握していること。また、教員の専門性、教授力を把握、評価していること。	

	2 教員の組織 編制等	①学校の目的に応じた分野の区分ごとに必要な教員組織を整備し、業務分担、責任体制を規程等で定めていること。	・専門分野の分かる教員名簿等 ・業務分担体制等の規定等
		②教員間で連携、協力体制を構築していること。	
	3 教員の資質 の向上	①学校の教育活動の改善、工夫を行うFD(Faculty Development)などの取組や、教員の研究活動、自己啓発等への支援を行っていること。 特に職業実践専門課程においては、企業等と連携して組織的に行っていること。【注】職業実践専門課程】 ②教員の授業及び指導力等を修得・向上するための研修を企業等と連携して、組織的に行っていること。 【注】職業実践専門課程】	・教員研修に関する資料 ・選考分野について企業等との連携が分かる資料 ・企業等との連携による教員研修が分かる資料
項目 5 教育環境	1 教育環境の 整備	①教育上の必要性に対応できる施設・設備、機械器具等を備えていること。	・施設・設備等の概要 ・演習、実習、学生支援等の施設等が分かる資料 ・指定養成施設の場合は、必要施設等が整備されていることが分かる資料 ・図書室の整備や専門書等の整備が分かる資料
		②学生の学習支援のための施設(自習室等)を整備していること。また、学生の休憩、食事のためのスペースを確保していること。	
		③図書室を設置し、専攻分野の教育に必要な専門書及び参考図書を配架し、学生に必要なに応じ閲覧できるようにしていること。	
	2 安全対策、 防災組織	①学校保健安全法に基づく学校安全計画を策定し、学校における安全対策を適切に行っていること。	・学校保健安全法等に基づく計画等の安全対策が分かる資料 ・防災計画や消防点検等及び改善状況等が分かる資料 ・防災訓練等の実施が分かる資料
		②火災の発生や防災に関する組織体制を整備し、適切に運営していること。	
	3 施設・設備 等の点検、改 善等	①施設・設備等の日常点検、定期点検、補修等を適切に行っていること。 ②施設の改築・改修、設備の更新等の計画を定め、適切に実施していること。	・施設・設備などの点検、補修等が分かる資料 ・施設の改築、改修等や設備の更新等の計画及び実施が分かる資料
項目 6 教育活動の基	1 中期事業計画と財務基盤	①当該専修学校が策定している中長期的計画に、教育目的、教育目標の実現に向けた具体的な内容が位置付けられていること。	・中・長期計画が分かる資料 ・財務計画、状況が分かる資料

盤と改善・向上の取組		当該専修学校の教育活動を安定して遂行するために必要かつ十分な財務基盤を確立していること。	
	2 学校運営	①学校運営の組織体制を整備し、適切な運営が行われていること（職業教育に関するマネジメント（教育の企画・設計・運営等）における責任体制を含む。）。	・ 学校運営に関する規定、規則等及び運営状況が分かる資料
	3 学校評価の実施と改善活動	①学校関係者評価委員会、教育課程編成委員会等外部からの意見を反映するなど、関連企業等団体、地域社会等からの意見を当該専修学校の運営やその改善・向上において活用していること。	・ 学校関係者評価委員会、教育課程編成委員会等の議事録及び意見等が反映されたことが分かる資料 ・ 関連企業等団体、地域社会等の意見及び意見を踏まえた改善等が分かる資料 ・ 学校評価の結果や改善状況を公表していることが分かる資料 ・ 学校評価の改善状況が分かる資料
		特に職業実践専門課程においては、教育課程編成委員会を年2回以上開催していること。【注）職業実践専門課程】	
		②学校評価を実施し結果及び改善状況についての情報を公表していること。	
4 社会からの理解と情報の公表		③学校評価の結果に基づく改善への取組を組織的かつ継続的に行っていること。	・ 教育活動、学校運営等の情報を公表していることが分かる資料 ・ 教育目的等の達成や活動状況について関連教育機関や産業界等に対する取組等が分かる資料
		①当該専修学校の教育活動、学校運営等の状況に関する情報を積極的に公表していること。	
		②教育目的・目標の達成状況や活動状況について関連する教育機関、産業界等をはじめ、社会全体からの理解を得るよう取組んでいること。	

大項目	小項目	評価の基準	自己評価結果	第三者評価結果
教育課程、教育の実施	教育課程の編成と授業科目	1. 教育課程編成・実施方針に基づき教育課程を体系的に編成し、系統性・段階性に配慮した授業科目を配置しているか 2. 教育課程編成のために、教職員及び企業等の役職員その他の委員により組織する教育課程編成委員会等を設置し、年2回以上開催しているか（職） 3. 外国人留学生に対して、日本国内に就職する際に必要となる日本社会の理解の促進に資する授業科目が300時間以上開設しているか（外）	2	2 ※1
	教育の実施	1. 授業科目内容に応じ、講義、演習、実習又は実技等、適切な授業形態で教育が実施され、かつ、適切な教材が用いられているか 2. 企業等と連携した、実習、実技、実験又は演習等（以下「実習・演習等」という）の授業を行っていること。教育目標の達成に必要な企業等と連携した実習・演習等の単位時間または単位数の総授業時数に占める割合を具体的に設定しているか（職）	2	— ※2
	成績評価、単位・卒業認定	1. 授業科目の内容、授業形態に応じ、それぞれの目標の達成度を測るのにふさわしい方法・基準を設定し、これであらかじめ、シラバス等により学生に明示した上で、学生の学習に係る成績評価を公正かつ厳格に行っているか 2. あらかじめ学生に明示した卒業認定方針に定めた学習成果を達成した学生に対して卒業の認定をしているか	2	2 ※3

【評価結果への所見】

- ※1 基準1について、教育課程等編成委員会において教育課程を体系的に編成し、系統性等に配慮している。
 基準2について、教職員のほか、関係企業等の委員による教育課程等編成委員会を設置しているが、開催数が年によって異なっており、定期的な開催がより望ましい。
- ※2 基準3について、外国人留学生に対する授業科目が300時間以上開設されている。
 基準1について、授業科目に応じた講義や実習等が組まれているが、より実習を増やした方がいいと思われる科目もわずかながらあった。より実習の形態を用いる方が望ましい。
- ※3 基準2について、企業等と連携した実習が組まれている。総授業時数に占める割合も概ね目標達成できる設定となっている。
 基準1について、授業科目の内容や授業形態に応じ、各種委員会適切に目標達成方法や基準を検討し設定している。また、学生に対しても説明会やパンフレット等で説明し、成績評価を行っている。
 基準2について、では、卒業方針に基づき、卒業判定を適切に判定している。

★は指定養成でも
確認されている

結果は、基準を満たすかどうかではなく、
 基準を満たしているかを3段階で表示
 3：基準を満たしており、特筆すべき取組を行っている
 2：概ね基準を満たしている
 1：基準を満たしておらず改善が必要

※第三者評価は、当該学校から独立した専門家が評価するため、評価者は、関連企業、関連団体、大学教員等で構成

自己点検評価、第三者評価の評価イメージ例②

大項目	小項目	評価の基準	自己評価結果	第三者評価結果
学生の支援	自主的な学習の促進に対する支援	学生の学力や学習状況を把握し、入学前教育や補習授業を行うなど学習支援に取り組んでいるか。また、学生の円滑な学習に向け、シラバスの活用による学習成果の向上や自主的な学習に関する適切な支援を行っているか	2	2 ※1
	多様な学生に対する支援	1. 適切な体制を構築し、障害のある学生、海外からの留学生、社会人経験者など、多様な学生に対する支援をおこなっているか 2. 特に海外からの留学生について適正な在籍管理、進路（就職）指導を行うとともに、日本人学生との交流の機会が確保されているか（外）	2	2 ※2
学修成果	学生生活に関する支援	1. 留年者、退学希望者など学習の継続に困難な問題を抱える学生に対し適切な対応を行っているか 2. 学校保健安全法に基づく学校保健計画を策定し、学生の心身の健康管理体制を整備し、運用しているか 3. 専任カウンセラーの配置、相談室の設置など、学生の相談に対応するための環境整備を行い、適切に運営しているか 4. 学生の経済的側面に対する支援体制を整備し、適切に運用しているか	2	2 ※3
	学修成果目標の設定	1. 資格・免許等の合格・取得率や就職について、また資格・免許以外の知識、技術、技能、態度等の学習成果目標を明確に設定しているか 2. 資格・免許の合格率・取得率や就職率について、専修学校分野別の関連データ等を基に適切な目標設定を行っているか 3. 資格・免許以外の知識、技術、技能、態度等の学修成果目標は、教職員、学生にとって明確なものとして示されているか	3	— ※4
	学修成果の把握	1. 学修成果の把握方法を教職員を教職員、学生に対して明確化して示しているか 2. 資格・免許以外の知識、技術、技能、態度等の学修成果目標については、目標設定と関連し、その把握方法の開発に取り組んでいるか	3	2 ※5

【評価結果への所見】

- ※1 学生の学力等の状況を把握するとともに、学習支援が必要な学生への支援に取り組んでいる。また、シラバスの活用を行っているが、自主的な学習への支援はやや少ない。
- ※2 基準1について、留学生等の支援はあるが、障害のある学生への支援がなされていない。
基準2について、留学生の在籍管理や進路指導は行われているが、日本人学生との交流は少ない。
- ※3 基準1について、留年者への対応はなされているが、学習継続困難者への対応は不十分である。
基準2について、学校保健安全法に基づき適切な対応がとられている。
基準3について、専任カウンセラーや相談室の設置や運用等の対応がとられている。
基準4について、学生の経済的支援や体制を整備・運用している。
- ※4 基準1について、資格・免許やそれ以外の目標を設定し、そのための取り組みを実施している。
基準2について、合格率や取得率、就職率について、適切な目標設定を行っている。
基準3について、資格以外の学修目標を設定し、教職員や学生に説明会等で周知している。
- ※5 基準1について、就職目標を設定し、就職状況を把握している。
基準2について、指導体制を整備し、在校生等への就職等の支援している。

★は指定養成でも
確認されている

結果は、基準を満たすかどうかではなく、
基準を満たしているかを3段階で表示
3：基準を満たしており、特筆すべき取組を行っている
2：概ね基準を満たしている
1：基準を満たしておらず改善が必要

昭和二十二年法律第二十六号
学校教育法

第四十二条小学校は、文部科学大臣の定めるところにより当該小学校の教育活動その他の学校運営の状況について評価を行い、その結果に基づき学校運営の改善を図るため必要な措置を講ずることにより、その教育水準の向上に努めなければならない。

第百三十二条の二専門課程を置く専修学校は、その教育水準の向上に資するため、文部科学大臣の定めるところにより、当該専修学校の教育、組織及び運営並びに施設及び設備の状況について自ら点検及び評価を行い、その結果を公表するものとする。

②専門課程を置く専修学校は、前項に規定する状況について、当該専修学校の職員以外の者で専修学校に関し広くかつ高い識見を有するものによる評価を受け、その結果を公表するよう努めるものとする。

第百三十三条第五条、第六条、第九条から第十二条まで、第十三条第一項、第十四条、第四十三条及び第四十四条の規定は専修学校に、第四十二条の規定は専修学校（専門課程を置くものを除く。）に準用する

昭和二十二年文部省令第十一号
学校教育法施行規則

第六十六条小学校は、当該小学校の教育活動その他の学校運営の状況について、自ら評価を行い、その結果を公表するものとする。

2 前項の評価を行うに当たっては、小学校は、その実情に応じ、適切な項目を設定して行うものとする。

第六十七条小学校は、前条第一項の規定による評価の結果を踏まえた当該小学校の児童の保護者その他の当該小学校の関係者（当該小学校の職員を除く。）による評価を行い、その結果を公表するよう努めるものとする。

第六十八条小学校は、第六十六条第一項の規定による評価の結果及び前条の規定により評価を行った場合はその結果を、当該小学校の設置者に報告するものとする。

第十一章 専修学校

第百八十九条 第六十六条から第六十八条までの規定は専修学校についてそれぞれ準用する。